参考　太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧　　【2026.10.1 現在】

法令名 （条番号）	法規制等の対象となる行為 （主なもの）	手続区分	問合せ・手続の担当窓口
	太陽光発電施設の設置に関して疑義等がある場合は、まず右記の担当課にご相談ください。		釧路市市民環境部環境保全課環境管理係 （0154-31-4535）
海岸法 （7、8、37の4、37の5）	海岸保全区域における占用、行為の制限 一般公共海岸における占用、行為の制限 [行為の制限] ・土石の採取 ・他の施設等の新設、改築 ・土地の掘削、盛土、切土 等	許可	北海道釧路総合振興局産業振興部農村振興課 （0154-43-9232） 北海道釧路総合振興局産業振興部水産課 （0154-43-9211） 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課 （0154-23-0563） 【釧路港海岸の海岸保全区域の場合】 釧路市水産港湾空港部港湾空港課港湾空港係 （0154-53-3371）
漁港及び漁場の整備等に関する法律 （39）	漁港の区域内の水域又は公共空地における占用、行為の制限	許可	北海道釧路総合振興局産業振興部水産課 （0154-43-9212）
北海道漁港管理条例 （4、12）	甲種漁港施設の占用 漁港の区域内の陸域で知事が指定する区域における行為の制限	許可等	北海道釧路総合振興局産業振興部水産課 （0154-43-9212）
国土利用計画法(23)	次に該当する土地の所有権売買等 ・市街化区域：2,000㎡以上 ・市街化調整区域：5,000㎡以上 ・都市計画区域の区域：10,000㎡以上	届出	釧路市住宅都市部都市計画課都市計画係 （0154-31-4555）
電気事業法 （42、43、48、51の2）	出力50kW以上の太陽光発電設備を設置する場合や、出力に関わらず敷地外に渡って電線路を設置する場合等 ・電気主任技術者の選任（自社選任、許可、兼任、外部委託等） ・保安規程の届出 ・工事計画書の届出（※2,000kW以上） ・使用前自己確認届出	届出等	経済産業省北海道産業保安監督部電力安全課 （011-709-2311）
環境影響評価法	一定規模以上の太陽電池発電所を設置等する場合、環境アセスメントの手続の対象となります。	環境アセスメント手続	経済産業省産業保安グループ電力安全課環境アセス係 （03-3501-1742）
北海道環境影響評価条例	開発の内容によっては環境アセスメントの手続が必要となる場合があります。	環境アセスメント手続	北海道環境生活部環境保全局環境政策課環境影響審査係 （011-204-5981） 次のページのお問い合わせフォームから確認してください。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.html
騒音規制法 （6）	一定規模以上の空気圧縮機及び送風機等の特定施設を設置する場合	届出	釧路市市民環境部環境保全課環境管理係 （0154-31-4535）
振動規制法 （6）	一定規模以上の圧縮機等の特定施設を設置する場合	届出	釧路市市民環境部環境保全課環境管理係 （0154-31-4535）
土壌汚染対策法(4)	土地の形質変更（掘削及び盛土等）部分の合計面積が3,000㎡以上 ※ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大50cm未満であり区域外へ土壌の搬出を行わず土壌の飛散及び流出を伴わない場合を除きます。	届出	北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課 （011-204-5193）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （15の19）	廃棄物が地下にあって指定区域に指定されている土地の形質変更 ※不法投棄等により廃棄物が残置されている場所については、当該廃棄物が適正に処理されない限り設置は認められませんので注意してください。	届出	北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課 （0154-43-9153）

自然公園法 （２０、２１、３３）	釧路湿原国立公園及び阿寒摩周国立公園内における次の行為 ・建築物や工作物の新築、改築及び増築 ・広告物の掲出、設置及び表示 ・土地の形状変更 ・木竹の伐採　等	許可・届出	釧路自然環境事務所 釧路湿原自然保護官事務所 （0154-56-2345） 阿寒湖管理官事務所 （0154-67-2624）
北海道自然環境等保全条例（25）	北海道知事が指定する環境緑地保護地区等における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築、改築及び増築 ・土地の形質変更 ・木竹の伐採	届出	北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課 （0154-43-9154）
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（8、9、29）	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の行為 ①国指定鳥獣保護区内の希少鳥獣及びかすみ網を用いた捕獲 ②上記以外の捕獲	許可・届出	①釧路自然環境事務所野生生物課 （0154-32-7500） ②北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課 （0154-43-9151）
	鳥獣保護区特別保護地区における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築、改築及び増築	許可	
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(10)	環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	許可	釧路自然環境事務所野生生物課 （0154-32-7500）
北海道生物の多様性の保全等に関する条例(47)	知事が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	許可	北海道環境生活部自然環境局自然環境課企画調整係 （011-204-5203）
北海道水資源の保全に関する条例(20)	水資源保全地域内に土地を所有している方などが、その土地の権利を移そうとするとき	届出	釧路総合振興局地域創生部地域政策課 （0154-43-9141）
農地法(4、5)	農地を農地以外のものにする行為（農地の転用） 農地を農地以外のものにしたり、採草放牧地を採草放牧地以外のものにしたりするために行う次の行為 ・所有権の移転 ・賃借権、地上権、質権及び使用貸借権の設定や移転	許可（市街化区域の場合は届出）	釧路市農業委員会事務局 （0154-31-4596）
農業振興地域の整備に関する法律 （13、15の2）	市町村農業振興地域整備計画における農用地区域指定（原則、太陽光発電施設の設置を目的とした除外申出はできません。）	計画変更、許可	釧路市産業振興部農林課農林振興係 （0154-31-2552）
森林法 （１０の２、１０の7の2、10の8）	地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く）で 0.5haを超えて行われる土石や樹根の採取、開墾その他の土地の形質の変更(10の２)	許可	北海道釧路総合振興局産業振興部林務課森林保全係 （0154-43-9206）
	・地域森林計画対象の民有林について、新たに森林の土地の所有者となること(10の７の２) ・地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く）における立木の伐採（10 の8）	届出	釧路市産業振興部農林課農林振興係 （0154-31-2552）
道路法（24、32）	・道路区域内の立木の剪定・伐採、縁石の切り下げ、側溝の改修等道路の構造を変更しようとする行為 ・道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする行為（道路の占用）	許可	【国道】釧路開発建設部釧路道路事務所 （0154-41-8101） 釧路開発建設部弟子屈道路事務所 （015-482-2327） 【道道】北海道釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課 （0154-23-0563） 【市道】釧路市都市整備部道路河川課管理係 （0154-31-4558）
道路法（４７の２）	通行する車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径が政令で定める最高限度を超える車両を通行させるとき（限度超過車両の通行許可等）	許可	【国道】釧路開発建設部釧路道路事務所 （0154-41-8101） 【道道】北海道釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課 （0154-23-0563） 【市道】釧路市都市整備部道路河川課管理係 （0154-31-4558）

河川法 （２３～２７、29、55）	河川区域内における次の行為 ・河川の流水の占用（取水等） ・河川への排水 ・土地の占用 ・土砂等の採取 ・工作物の新築等 ・土地の掘削等 河川保全区域内における行為の制限 ・土地の掘削、盛土又は切土その他の土地の形状の変更 ・工作物の新築又は改築 ・立木の剪定、伐採等 ・河川管理上支障を及ぼす恐れのある行為	許可	【1級河川】釧路開発建設部釧路河川事務所 （0154-21-5500） 【1級河川（指定区間）・2級河川】北海道釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課 （0154-23-0562） 【準用河川】 釧路市都市整備部道路河川課河川係 （0154-31-4591）
釧路市普通河川管理条例	普通河川において次に掲げる行為 ・普通河川の流水の占用 ・普通河川への排水 ・河川敷地の占用 ・普通河川における工作物の新築、改築又は除却 ・河川敷地における土石又は土石以外の産出物で、規則で定めるものの採取 ・普通河川における土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 ・立木の剪定、伐採等	許可	【普通河川】 釧路市都市整備部道路河川課河川係 （0154-31-4591）
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 （１０、２４、25）	土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為（住宅、社会福祉施設、学校及び医療機関の建設）	許可	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課 （0154-23-0562）
	土砂災害特別警戒区域内において、居室を有する建築物の建築等をする場合は、構造耐力に関する基準適合や建築基準法の手続等の適用があります。	確認（建築基準法）	釧路市住宅都市部建築指導課建築審査係 （0154-31-4577）
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（7）	急傾斜地崩壊危険区域内における次の行為 ・工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘削又は盛土 ・立竹木の伐採	許可	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課 （0154-23-0562）
砂防法、北海道砂防法施行条例（3）	砂防指定地内における次の行為 ・土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 ・竹木の伐採 ・建築物その他の工作物の新築、改築等	許可	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課 （0154-23-0562）
地すべり等防止法 （18）	地すべり防止区域内における次の行為 ・のり切又は切土 ・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で、政令で定めるもの	許可	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課 （0154-23-0562） 北海道釧路総合振興局産業振興部林務課 （0154-43-9203） 北海道釧路総合振興局産業振興部農村振興課 （0154-43-9232）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（10、11）	特定建設資材を使用した建築物等の解体工事等や、特定建設資材を使用する新築工事等（以下に該当するもの） ・建築物（床面積の合計が80㎡以上に限る）の解体工事 ・建築物（床面積の合計が500㎡以上に限る）の新築及び増築工事 ・建築物の修繕及び模様替等工事（請負金額が1億円以上のもの） ・建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（請負金額が500万円以上のもの）	民間工事の場合は届出 公共工事の場合は通知	釧路市住宅都市部建築指導課指導防災係 （0154-31-4569）
都市計画法 （29）	次の開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）や建築行為は許可申請が必要となる場合があります。 ・市街化区域内での1,000㎡以上の開発行為 ・市街化調整区域内での開発行為又は建築行為	許可	釧路市住宅都市部都市計画課開発指導係 （0154-31-4556）

宅地造成及び特定盛土等規制法(8)	宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事	許可	【相談・審査】 北海道建設部まちづくり局都市計画課宅地係 (011－204－5563) 【申請提出窓口】 釧路総合振興局釧路建設管理部建設指導課建築住宅係 (0154-43-9192)
景観法(16)	景観計画区域内において、景観行政団体の条例で定める一定規模を超える工作物の建設等を行う場合	届出	釧路市住宅都市部都市計画課都市計画係 (0154-31-4554)
釧路市景観条例(18)	釧路市全域における次の行為 ・木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱その他これらに類するもので、高さが15mを超える工作物の建設等(建築物と一体となって設置される工作物にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15mを超えるもの) ・上記以外のもので、高さ8mを超える工作物の建設等	届出	釧路市住宅都市部都市計画課都市計画係 (0154-31-4554)
建築基準法(6)	建築物や工作物の建築等をしようとする場合 ※土地に自立して設置する太陽光発電設備については、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供する場合は建築物に該当します。	確認	釧路市住宅都市部建築指導課建築審査係 (0154-31-4577)
港湾法(3の3、37、38の2)	・港湾計画における土地利用計画との適合 ・臨港地区内における次の行為 一定規模以上の工場又は事業場の新設又は増設 ・港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用	確認・届出・許可	釧路市水産港湾空港部港湾空港課港湾空港係 (0154-53-3371)
釧路港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	臨港地区内の分区における建築物その他の構築物の建設等	許可	釧路市水産港湾空港部港湾空港課港湾空港係 (0154-53-3371)
消防法(11)	危険物の貯蔵所又は取扱所を設置する場合	許可	釧路市消防本部予防課保安指導係 (0154-23-4382)
釧路市火災予防条例	次の設備を設置する場合 ・蓄電池設備 ・変電設備 ・ロードヒーティング等のための貯油施設やボイラー ・内燃機関を原動力とする発電設備 ・消防用設備等(消火器)	管理基準等の規制・届出	釧路市消防本部予防課予防広報係 (0154-23-0426)
文化財保護法(93、96、125)	・史跡名勝天然記念物(タンチョウ、オジロワシ、オオワシ、シマフクロウ等)に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合 ・周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の範囲内における建築及び土木工事などの開発事業を行う場合 ・出土資料が出土したこと等による、埋蔵文化財包蔵地を発見した場合 ※なお、周知の埋蔵文化財包蔵地の近接地や事業面積が1haを超える場合は、開発事業等の調整を適切かつ円滑に行うため、該当の有無に係らず、事前の届出をお願いしています。	届出・許可	釧路市生涯学習部博物館博物館係 (0154-41-5809)
北海道文化財保護条例(14、28、35)	道指定有形文化財、道指定有形民俗文化財、道指定史跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為	届出・許可	釧路市生涯学習部博物館博物館係 (0154-41-5809)
釧路市文化財保護条例	文化財の現状を変更し、又はその影響を及ぼす行為	届出・許可	釧路市生涯学習部博物館博物館係 (0154-41-5809)
北海道自然環境保全指針	規制等無し (各種の開発事業等の実施に当たって、それぞれの構想の段階から自発的、積極的な自然環境への配慮を期待するもの)	-	北海道環境生活部自然環境局自然環境課 (011-204-520)